

令和2年度介護老人福祉施設の実地指導の予定ですが、介護老人福祉施設につきましては、従来、3年に1回の周期で実地指導に御協力いただいていたところですが、今年度より、指定期間の6年に1回の周期で定期の実地指導を行うことといたしました。

つきましては、令和2年度は、Aグループと記載されております9施設について、記載のスケジュールにより、定期の実地指導を実施しますので、よろしくお願いいたします。

ただし、あくまでも定期の実地指導の予定となっておりますので、高齢者虐待に関する通報や、重大な介護事故、又は現地での確認を要するような苦情等が寄せられた場合につきましては、先ほどの周期に関わらず、随時で実地指導を実施する場合がありますので、併せて御協力をお願いいたします。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実地指導における施設の滞在時間の短縮について、現在、検討しております。事前提出資料等で確認できる箇所については、極力、現地で確認を行わないようにすることや、ヒアリング項目・ヒアリング手順等の見直しにより、施設滞在時間の短縮を図りたいと考えております。詳細については、追っての通知等でお知らせいたします。

次に、議題にはあがっておりませんが、新型コロナウイルス感染症関係で2つお知らせです。

1つは、施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際の対応についてですが、既に、厚生労働省からの4月7日付けの「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」との通知に記載されておりますとおり、施設を管轄する保健所へ連絡し、保健所の指示に従っていただくとともに、指定権者の高齢者事業推進課にも御連絡いただきますようお願いいたします。

また、集団感染等が発生した場合の対応についてですが、先月、中原区内のグループホームにおいて集団感染が発生した際には、衛生部局と福祉部局が連携の上、施設にうかがい、感染拡大防止についてや、濃厚接触となった者についての対応等、必要な指導・支援を行いました。今後、万が一、発生した場合につきましては、同様の対応のほか、サービス継続に必要な物資等の供給など必要な支援を行っていくこととしております。

2つめですが、施設への衛生用品の供給についてですが、現在、ほぼ毎月、衛生用品の不足状況等調査を行い、主に、国・県が調達した衛生用品を施設に配布させていただいているところですが、用品によっては、施設からの要請量に足りていないところもありますが、引き続き、調査を行い、必要数の確保を図っていくこととしますので、よろしくお願いいたします。

なお、いつまで、このような措置が継続するかについてですが、現在、国・県からは、具体的なスケジュール等が示されておきませんが、各施設からの要請量や、衛生用品の調達が困難な状況等を勘案して行われるものと考えられますので、引き続き、施設独自での調達に努めていただくとともに、調達が困難で、かつ不足等の状況がある場合は、こちらからの調査に対して、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。